

第 8 入院基本料等加算の施設基準等 がん拠点病院加算の施設基準等

「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 58 号）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 5 号）

告示	通知
<p><b>27 がん拠点病院加算の施設基準等</b></p> <p>(1) がん診療連携拠点病院加算の施設基準 がん診療の拠点となる病院として必要な体制を有しているものであること。</p> <p>(2) がん診療連携拠点病院加算注 1 ただし書に規定する施設基準 がん診療の拠点となる病院として必要な体制を一部有しているものであること。</p> <p>(3) 小児がん拠点病院加算の施設基準 小児がんの診療の拠点となる病院として必要な体制を有しているものであること。</p> <p>(4) がん拠点病院加算の注 2 に規定する施設基準 ゲノム情報を用いたがん医療を提供する拠点病院であること。</p>	<p><b>第 18 がん拠点病院加算</b></p> <p><b>1 がん拠点病院加算の 1 のイに関する施設基準</b> 「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院等又は特定領域がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、カンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。</p> <p><b>2 がん拠点病院加算の 1 のロに関する施設基準</b> 「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院の指定を受けていること。</p> <p><b>3 「基本診療料の施設基準等」第 8 の 27 の (2) に規定する施設基準</b></p> <p>イ がん拠点病院加算の 1 のイの場合 「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び特例領域がん診療連携拠点病院のいずれかの特例型の指定を受けていること。なお、カンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。</p> <p>ロ がん拠点病院加算の 1 のロの場合 「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院（特例型）の指定を受けていること。</p>

**4 がん拠点病院加算の2に関する施設基準**

「小児がん拠点病院の整備について」(令和4年8月1日健発0801第17号厚生労働省健康局長通知)に基づき、小児がん拠点病院の指定を受けていること。なお、キャンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

**5 がんゲノム拠点病院加算に関する施設基準**

「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(令和4年8月1日健発0801第18号厚生労働省健康局長通知)に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けていること。

**6 届出に関する事項**

がん拠点病院加算又はがんゲノム医療拠点病院の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。